

問 こども政策課
(☎21-1211)

就職応援資金20万円を貸し付け 保育所などに勤務しようとするあなたへ

保育士、幼稚園教諭または保育教諭として、市内の保育所などに勤務しようとする方を対象として就職応援資金を貸し付けます。2年を超えて勤務することで返還免除となります。

対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（病院内保育事業）、病児保育事業、企業主導型保育事業、幼稚園預かり保育

貸付対象

次の全てに該当する方が対象です。

- ① 保育士となる資格または幼稚園教諭の免許状のいずれかを取得した方のうち、市内の保育所などに勤務した経験がない方
- または、就職した日以前に市内の保育所などを退職した方のうち、当該退職した日から1年以上経過している方
- ② 2年を超えて勤務する見込みがあり、雇用形態が1日当たり6時間以上、かつ、

ひと月当たり20日以上であること

- ③ 掛川市立の幼稚園および認定こども園の正規採用職員でないこと

貸付金額

就職のための準備費用として1人につき1回限り20万円

返還を求めめる場合

- ① 市内の保育所などで働き始めた日から起算して2年以内に退職したとき
- ② 偽りその他不正の手段により就職資金の貸し付けの決定が取り消されたとき



問 長寿推進課
(☎21-1363)

紙おむつ購入助成・介護者慰労金 4月から一部条件が変わりました

紙おむつ購入費助成事業

今まで

申請した月分から支給
4月から
申請月の翌月分から支給

対象者

市内在宅の満65歳以上の方で、次のAまたはBの要件を全て満たしている方

A

- ① 自宅で介護を受けている方
- ② 対象者本人が市民税非課税
- ③ 次のいずれかに該当する方
・寝たきり、または認知症状がある方
- ・要介護4以上の方

B

- 次のいずれかの手帳を所持している方
- ・身体障害者手帳1、2級
- ・療育手帳A
- ・精神保健福祉手帳1級

助成額

ひと月当たり3千円分の紙おむつ引換券を支給

介護者慰労金支給事業

今まで

要介護4以上の方を在宅介護している月分を支給
4月、8月、12月に4か月分を支給

4月から

要介護4以上の方を各月15日以上在宅介護している月分を支給
4月、10月に6か月分を支給

対象者

市内在宅の満65歳以上で要介護4以上の方と同居・同一生計で自宅介護している家族

助成額

ひと月当たり1万円を介護者の口座に振り込み

持ち物

介護をしている方の通帳、またはキャッシュカード

